

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都東久留米市八幡町一丁目 5 番 2 5 号

氏名 有限会社山下商事
代表取締役 山下 雅章

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 1 4 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池 百合子



許可の年月日 令和 5 年 3 月 1 3 日

許可の有効年月日 令和 1 0 年 3 月 1 2 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥（石綿含有産業廃棄物を除く。）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、
木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類 （以上 1 3 種類）
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおりに）

廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び
陶磁器くず、がれき類 （以上 6 種類）
（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおりに）

所在地：東京都東久留米市八幡町一丁目 5 番 8 号

3 許可の条件

- (1) 作業時間は、原則として 8 時から 1 7 時までとする。
- (2) 積替え保管を行う産業廃棄物の全種類について、搬入又は搬出のいずれか一方は全て自ら行うこと。
- (3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 10 年 3 月 13 日 新規許可
令和 5 年 3 月 13 日 更新許可
令和 7 年 10 月 14 日 変更届第 5 回
保管場所の配置、保管量
保管の種類（増：動植物性残さ、減：紙くず、繊維くず）

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



東京都

(裏面)

2 積替え保管施設

所在地：東京都東久留米市八幡町一丁目 5 番 8 号

積替え保管面積：540.9㎡

最大保管高さ：1.83m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃プラスチック類 (軟質プラスチック類を除く。)	コンテナ 8.0㎡×1個	8.0㎡
木くず	コンテナ 8.0㎡×1個	8.0㎡
金属くず	コンテナ 8.0㎡×1個	8.0㎡
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 5.0㎡×1個	5.0㎡
廃プラスチック類	コンテナ 5.0㎡×1個	5.0㎡
がれき類	コンテナ 5.0㎡×2個	10.0㎡
動植物性残さ	おむすび型コンテナ 5.0㎡×1個	5.0㎡
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 (廃蛍光灯) (水銀使用製品産業廃棄物)	廃蛍光灯用容器 0.097㎡×8個	0.77㎡
	合 計 保 管 量	49.77㎡

(以下余白)